

令和4年度第1回

川口市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和4年7月26日

川口市国民健康保険課

国民健康保険運営協議会について

国民健康保険運営協議会は、国保事業に関する重要事項を審議するため、市町村に設置されております。

設置の趣旨は、議会以外の場において住民の代表として国保事業に関与していただき、それぞれの立場の利害を調整して事業運営を円滑に進めようというところにあります。

会は、市の附属機関であり、本市におきましては、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各5名をもって組織され、委員の定数は15名となっております。

委員の任免権は、市長に専属しております。

委員の任命に当たっては、被保険者及び保険医・保険薬剤師を代表する委員は、市のすべての被保険者及び保険医・保険薬剤師を代表できる方で、また公益を代表する委員は、中立的な立場にあつて、一般の利益を代表する方であることが必要とされております。

委員の任期は3年となっておりますが、途中辞任に伴う後任の委員の任期は前任者の残任期間とします。

委員は、非常勤の特別職に属する地方公務員であり、人事委員会または公平委員会の委員との兼職は禁止されております。

会には会長、副会長が1名ずつ置かれ、それぞれ公益を代表する委員のうちから全委員の選挙により選出いたします。

会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議しますが、この重要事項とは国保事業の基本をなすべき事項及び保険財政に重要な影響を及ぼす事項のことです。

会は、市長の諮問に対して審議し、諮問事項に関し意見を述べることができるものとされており、その結果を市長に答申し、市長の判断資料を提供するという役割を果たすものであります。

具体的には一部負担金の負担割合、保険税の税率や賦課方式、保険給付の種類及び内容の変更、疾病予防を含めた保健事業の実施方法などがあります。

なお、市長から諮問のない事項について、自発的に意見を述べることもできるとされております。

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 75 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第 4 章の規定による保険給付、第 76 条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前 2 項に定める協議会は、前 2 項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第 1 項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項及び第 2 項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

川口市国民健康保険条例（抜粋）

（川口市国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき設置する川口市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 被保険者を代表する委員 5人
- （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- （3） 公益を代表する委員 5人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

川口市国民健康保険条例施行規則（抜粋）

第2章 国民健康保険運営協議会

（所掌事務）

第2条 条例第2条に規定する川口市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 一部負担金の負担割合に関すること。
- （2） 保険税の税率に関すること。
- （3） 保険給付の種類及び内容に関すること。
- （4） その他市長が国民健康保険事業の運営上重要なものと認めること。

（委員の委嘱、解嘱及び辞職）

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 市長は、協議会の委員が、条例第2条各号に掲げる代表としての特定の資格を喪失したとき、又はその職務を遂行するに堪えないと認めるときは、任期中でもこれを解嘱することができる。

3 委員が辞職しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、条例第2条各号に定める委員各1名以上を含む過半数の委員の出席がなければ開くことができない。ただし、会長において出席を催告してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第6条 議長は、会議録を調製し、会議の際指名する2人の委員とともに署名しなければならない。

2 会長は、会議録を添えて、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(書記)

第7条 協議会に書記を置き、市長がこれを命ずる。

2 書記は、会長の指揮を受け、協議会の庶務に従事する。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

川口市国保の現況(令和4年度予算)

<加入世帯数および被保険者数>

令和4年度(R4年4月1日) 84,473世帯 124,573人

令和3年度(R3年4月1日) 87,042世帯 129,971人

<加入世帯の状況> (加入世帯の状況は、令和4年5月末現在)

自営業者11.0% 年金生活者等の無職39.3% 被雇用者38.8% その他10.9%

<予算規模:550億円>

(歳出)

医療保険給付費	国保事業費 納付金	保 健 事 業 費	そ の 他 (人 件 費 等)
367億円	165億円	7億円	11億円

(歳入)

国・県からの交付金	保険税	そ の 他	市法定繰入 金	市法 定外 繰入 金
372億円	123億円	6億円	39億円	10億円

川口市国民健康保険赤字削減・解消計画について

国保財政の健全化を図るため、平成29年度に川口市国民健康保険赤字削減・解消計画を策定し、令和2年度にその計画の見直しを行いました。その対応方針は以下の4項目のとおりです。

- ① **国保税の収納率を中核市平均(平成28年度 91.2%)以上にまで引き上げる。収納率が中核市平均に満たないために生じる赤字は、経過措置として、市税等で負担する。**
- ② **国の政令改正に合わせ、国保税の賦課限度額を令和8年度末までに法定限度額どおりとする。**
- ③ **医療費適正化努力等に応じて交付される国・県の法定の支援金をできる限り確保する。**
- ④ **①から③等により、令和5年度までに、赤字を段階的に解消することを目指す。**